

八王子市立小宮小学校 令和6年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立小宮小学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止を最優先し、早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

〇令和6年度の重点項目

- ・未然防止や早期発見のための措置
- 「いじめ対策委員会（サポートチーム）」（いじめの防止等の対策のための組織）を設置し（週1回、必要に応じてその都度開催）児童の情報を共有し、組織的に対応する。また、毎週の生活指導夕会においても情報を共有する。

令和6年度はいじめの防止等に向けた課題

- ・いじめが起こらない学校・学級風土づくりのための取り組み
- ・いじめの早期発見、早期対応のための取り組み
- ・主体的に判断し、自発的に行動ができる児童の育成のための取り組み

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週木曜日 16時15分から
- 〇構成員 校長、副校長、いじめ対策主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断、校内研修の計画
学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- ①「4つの3」で対応
- ・発見から管理職への報告（3時間以内）
 - ・いじめの対応人数（3人以上）
 - ・一定の解決（3日以内）
 - ・再発防止の見守り（3か月）
- ②解決に向けて、原則毎日対策および対応を行う。
- ③「ほうれんそうの木」で対応する。（報告・連絡・相談・記録）

未然防止の取り組み

- ① いじめヒヤリハットへの入力
- ② いじめ対策夕会（毎週水曜日）での報告
- ③ 年3回のふれあいアンケートの実施・聞き取り
- ④ 温かい学級・学年づくりの実践の共有

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月4日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 4月8日 「重大事態の理解と対応」
- 8月28日 「いじめへの組織的な対応」

いじめの未然防止等に向けた授業、児童・生徒の取組など

いじめの防止等に関わる授業

- 〇インターネットを通じて行われるいじめを防止するために講師を招いて授業を行う。（4～6年セーフティ教室、6年LINE出張授業等）
- 〇「特別の教科 道徳」の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。（八王子市いのちの大切さを共に考える日、道徳授業地区公開講座等）

SOSの出し方に関する指導

- 〇相談できる大人の有無の定期的な確認
- 〇動画教材やいじめ防止のための啓発リーフレットの活用、SCとの面談を通して、身近な大人や関係諸機関に相談できる力を付ける。
- 〇SCによるSOSの出し方の授業

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 〇「いのち」の大切さについて子供たちの自発的な思考を促し、学校や家庭、地域で共に伝え合う機会とする。
- 〇「いのち」に関わる校長講話を実施
- 〇全校で「いのち」の大切さを考える授業を行う。

児童の自己有用感を高める取組

- 〇自己有用感を高めるためにスモールステップで評価を行い、少しの伸びでも認め、誉めていく。
- 〇学校行事、学級活動等で児童一人一人に活躍の場をつくり、児童同士の繋がりや絆を深める。
- 〇職員間で、温かい学級・学年づくりのためにしている実践の共有を行う。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校はいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校はいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校はいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。